

市民課窓口で キャッシュレス決済が可能になりました

コロナ禍に対応！
お支払いをもっと安全・スマートに！

9月1日(水)
開始

～利便性向上とコロナ禍における感染症対策を図ります～

令和3年9月1日(水)から、本庁舎市民課窓口における住民票など証明書の手数料お支払い方法に、クレジットカードや電子マネー、QRコード決済などの非接触型決済サービスを導入します。市民の皆さまの利便性向上とともに、新型コロナウイルス感染症対策として接触機会の低減を図ります。

【対象となる手数料】「住民票の写し」「戸籍証明書」「印鑑登録証明書」など本庁舎市民課窓口で交付しているすべての証明書の手数料

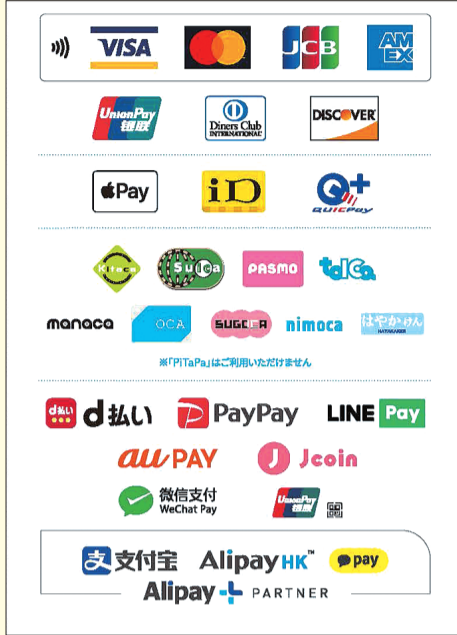
【ご利用方法】窓口にて、ご利用いただけるキャッシュレス決済の種類を掲示しています。お支払いの際に利用するキャッシュレス決済サービス名を交付窓口でお伝えいただき、それぞれのサービスをご利用ください。

※キャッシュレス決済により発生する手数料の負担はありません。
※マイナンバーカードの再交付手数料など、一部キャッシュレス決済をご利用いただけないものがあります。

※現金との併用はできません。
※クレジットカードは一括払いのみとなります。

☎市民課住民係 ☎042-497-2037

利用できるキャッシュレス決済サービス(一部)



受付窓口



～野菜を美味しく、バランスよく食べよう withミルク～

9月は「食生活改善普及運動」月間です

食生活の改善を推進するため、毎年9月1日から30日までの1か月間を、「食生活改善普及運動」月間としています。
今年度東京都は、「野菜を美味しく、バランスよく食べようwithミルク」をテーマ、野菜と牛乳・乳製品の摂取量増加を目指しています。この機会に、日ごろの食生活を見直してみませんか？

☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

野菜と牛乳・乳製品をプラスしよう！

◆野菜をあと一皿！

日本人の野菜の摂取量の平均値は、280.5g/日です(20歳以上。「令和元年国民健康・栄養調査」より)。成人に必要な野菜の量は、1日あたり350gであり、一皿分(70g)が不足しています。

毎日野菜をしっかり食べて、バランスの良い食生活を目指しましょう。



◆毎日のくらしにwithミルク

牛乳・乳製品はカルシウムが多く含まれることに加え、その吸収率が他の食品に比べて高いことが特徴です。また、たんぱく質も含まれています。コップ1杯程度を目安に毎日の食生活に牛乳を取り入れましょう。



主食・主菜・副菜をそろえよう！

おにぎり・麺類・丼物・パスタなどは野菜を十分に摂取できないことが多いので、副菜をプラスすると食事バランスのアップにつながります。また、主菜も不足しがちのため注意しましょう。主菜や副菜のレシピを市ホームページに掲載しています。ぜひ参考にしてください。

清瀬市 [かんたん!おすすめレシピ](#) 検索

「食生活相談」を実施しています

この機会に、普段の食事を振り返っていませんか？市の管理栄養士が、食事についての相談をお受けします。

「生活習慣病について気になる」「やせてきた」「減量をしたい」「健診結果について相談したい」「普段の食事について相談したい」など、食事に関することをお気軽にご相談ください。

☎9月1日(水)午前10時～正午、9月22日(水)午後1時30分～4時(30分間隔の予約制) ☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076へ
※9月以降の日程は、市報や市ホームページに掲載します。

新型コロナウイルス感染症対策

コロナに負けない！ 地場産農産物使用飲食店応援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により厳しい状況下にある市内飲食店等の支援と地産地消の推進を目的に、市内飲食店等が9月1日(水)から12月28日(火)の期間内に清瀬市内で市内産農産物を仕入れた場合、その費用の一部を補助する事業を実施します。

補助金を受けるには事業参加登録申込みが必要です。

【事業参加申込条件】

- ①店舗情報と清瀬市内産農産物を使用している料理について公表する同意があること(料理は清瀬市内産農産物を使用していることがわかる表記にすること)
- ②「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示してある店舗であること
- ③飲食店営業許可または喫茶店営

業許可を取得し、市内で営業をしている飲食店。ただし、持ち帰り専門店(惣菜・弁当・和菓子・洋菓子など)、デリバリー専門店、イートインスペースを有するスーパーやコンビニなどの小売店、ネットカフェ、漫画喫茶、キッチンカーなどは対象外

【補助率等】1店舗あたり10万円を上限として清瀬市内産農産物購入経費の5分の4を補助(100円未満切捨て)

【事業参加登録期間】9月1日(水)～11月30日(火)

【事業参加登録申込書配布場所】市ホームページ、産業振興課窓口 ☎産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052

最大25万円給付

清瀬市事業者支援給付金

市と清瀬商工会が連携し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が減少した市内事業者に対し、売上減少率に応じて10万円または15万円を給付します。さらに、事業継続のために金融機関等から新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を受けた市内事業者を対象に追加で10万円を給付します。

対象事業者や申請書類などの詳細は、市または清瀬商工会ホームページをご確認ください。

【給付金額】最大25万円(1事業者1回)

- ①10万円(売上減少率30%から50%未満)
- ②15万円(売上減少率50%以上)

※さらに金融機関等から新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を受けた事業者へは追加で10万円を給付。

【申請方法】令和3年10月31日(当日消印有効)までに簡易書留などの配達記録が残る方法で〒204-0022 松山2-6-23 清瀬商工会へ ☎清瀬商工会 ☎042-491-6648、産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052

◆相談会を実施中◆

同支援給付金について、必要書類などの相談に税理士が応じます。☎申請期限終了までの毎週月・水・金曜日午前10時～午後4時(正午から午後1時は除く) ☎清瀬商工会 ☎042-491-6648